

■■■■ 平成28年1月 マイナンバーの利用が始まります。■■■■

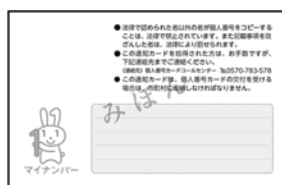
1. マイナンバーとは

住民票のあるすべての人に通知される1人1つの12桁の番号です。マイナンバーは漏えいにより不正に使われるおそれがある場合を除いて、一生変更されません。



2. 通知カードとは

平成27年10月から住民票の住所宛てに世帯単位で送られるマイナンバーをお知らせするカードです。数字12桁のマイナンバーと基本4情報(氏名・生年月日・性別・住所)が記載されています。各種手続きや個人番号カードの申請をするときに必要になりますので大切に扱ってください。なお、通知カードは本人確認書類にはなりません。



3. 通知カードを受け取っていない人へ～市民課から大切なお知らせ～

11月中に皆さんの自宅(住民票の住所)にマイナンバーの書かれた「通知カード」が世帯ごとに簡易書留で郵送されています。受け取りいただけなかった通知カードは市役所に返戻されています。

まだ、通知カードを受け取っていない人は、お問い合わせのうえ、市民課受付係(市役所1階1番窓口)までお越しください。

【受け取り時に必要なもの】

- 本人または同一世帯員の場合
 - ・本人確認書類、認印
- 代理人の場合
 - ・来庁者の本人確認書類、認印
 - ・委任状(様式は市ホームページに掲載しています)
 - ・委任者の官公署発行の本人確認書類(コピー可)

問 市役所1階市民課マイナンバー担当 TEL0570-078-373

4. 通知カード記載事項に変更が生じた人へ

転入届、(市内)転居届により住所が変更となる場合、婚姻などにより氏名が変更となる場合など、通知カードに記載された個人情報に変更が生じたときは、通知カードの記載事項変更手続きが必要です。

通知カードの記載事項に変更が生じた日から14日以内に、通知カードを持参のうえ、市民課受付係(市役所1階1番窓口)までお越しください。

- 届出ができる人：原則として本人または同一世帯員
 - ※本人以外の方が代理で手続きされる場合は、委任状が必要です。
 - ※後見人が手続きされる場合は、後見人であることが分かる書類をお持ちください。

問 市役所1階市民課受付係 TEL25-5019